

岡山市クラインガルテン利用誓約書

私は、岡山市が整備した岡山市クラインガルテンを利用することについて、下記の事項を遵守し、万一違背した場合は、いかなる処置をとられても一切異議は申しません。

(総則)

第1 農園を使用するに当たり、岡山市クラインガルテン条例、岡山市クラインガルテン条例施行規則等その他関係する規定を遵守する。

(入園者)

第2 入園する農園の使用者は私と農園使用許可申請書に記載した使用者に限定する。

(農地の返還)

第3 使用期間が満了したとき、又は使用を取り消され若しくは使用途中において使用を辞退したときは、使用区画を速やかに原状に復して返還する。

(損害賠償)

第4 使用中の天災・鳥獣・病虫害等による耕作物等の損害又は他の利用者との間における紛争での損害において、市に一切異議申し立てしない。

第5 使用者の責めにより農園又は農園施設等に損害を与えたときは、その損害の額を賠償するものとする。

(遵守事項)

第6 使用に際しては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 指定された農園を自ら耕作すること(農園の転貸をしない。)

(2) 営利を目的に使用しないこと。

(3) みみだりに近隣の土地や指定された区画以外に立ち入ったり、不法駐車等近隣の住民や他の借受者に迷惑を及ぼさない。

(4) 廃物、汚物、資材等の農園管理に必要な物の搬入及び耕土の搬出をしない。

(5) 建物及び工作物、その他これに類するものを設置しない。

(6) 農薬はできるだけ使用しないこと。

(7) 利用において生じた野菜等の残存物は、堆肥化などを考え、ゴミは各自持ち帰ること。

(8) 利用者協議会への出席等が必要な場合は、積極的に参加すること。

(9) 借り受けた農園をみだりに放置しないこと。

(10) 農園使用料を滞納しないこと。

(11) その他善良な管理及び使用に反することをしないこと。

(果樹の作付に関する特記事項)

第7 果樹は、岡山市が別に指定した普通農園とリフレッシュ農園で作付できるものとするが、作付を行う場合、様式第11号により岡山市に届け出ること。

2 借り受けた時点で農園内に既存する果樹は、岡山市が所有権を有す。

3 借り受けた農園内に作付けした果樹は、作付者が所有権を有す。

4 使用者は、自己の責任において作付けされた果樹を管理しなければならない。

5 使用者は、近隣の入園者に配慮した上で果樹を作付、管理しなければならない。特に、日照や農薬の散布には細心の注意を払うこと。

6 果樹が成長して農園区域を越えないよう剪定などで対処すること。

(取消等の規定)

第8 次の各号に掲げる事項が生じたときは、農園の利用を解約されても市に一切異議を申し立てない。

(1) 条例、条例施行規則、その他の規定に違反したとき。

(2) 借り受けた農園の管理を3か月以上放棄しているとき。

(3) 他の利用者に損害を与えるような行為があったとき。

(4) 家族やグループなど申請以外の第三者に区画を利用させたとき。

(5) 複数の他の利用者又は管理組合から利用が不適切であると指摘されたとき。

(6) 営利を目的に使用したとき。

(7) 農園使用料を滞納したとき。

(備品)

第9 使用者は、クラインガルテン内の設備やその他耕作用の器具などを使用することができるが、管理運営に支障がないよう使用後の清掃・整頓を励行すること。

(権利)

第10 使用については、借地権・小作権等農地使用上の権利は、一切生じないものとする。

平成 年 月 日

農園開設者
岡山市長 大森雅夫 様

入園者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用する農園の名称	区画番号	農園面積
		m ²